

4 月 資 料 集

議題番号	資料等				件 名	レジュメ頁
	連長	単会	回覧	掲示		
1(1)	○				防犯・交通事故情報	2
1(2)	○				火災・救急状況等報告	2
1(2)	○	○			初期消火器具設置費用の一部補助について【市連】	2
1(3)	○				令和5年度家庭ごみ収集量の実績(速報値)について【市連】	3
1(4)	○	○			港南区デジタルスタンプラリーの結果について	4
2(1)	○	○			自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザーの派遣について	5
2(2)	○	○			自治会町内会館整備について【市連】	6
2(3)	○	○			新任自治会町内会長等講習会の開催について	7
3(1)	○			○	ハイイロゴケグモにご注意ください	8
3(2)	○	○			港南区元気な地域づくりフォーラムの令和5年度開催報告及び令和6年度の日程について	9
3(3)	○	○			学び舎ひまわり番外編の開催報告について	9
3(4)	○	○			「補助金申請の手引き」の更新について ※席上配布	10
3(5)	○	○			GREEN × EXPO2027の進捗状況について【市連】	11
3(6)	○				横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について【市連】	12
3(7)	○	○			自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び補助対象となる会館の拡大について【市連】	13
3(8)	○	○			自治会町内会加入促進用リーフレットについて【市連】 ※席上配布	14
3(9)	○	○			令和6年度全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験の実施について	15
3(10)	○				ひまわりの種の配布について ※席上配布	15
3(12)	○	○			令和6年度赤十字会費(募金)募集及び社会を明るくする運動実施委員会会費(募金)の協力について	17
4(1)ア	○	○			令和6年 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間横浜市実施要綱	18
4(1)イ	○	○			令和5年度データブック港南について ※席上配布	18
4(2)ア	○			○	GREEN×EXPO 2027広報チラシの掲示について【市連】	18

1 刑法犯認知件数（特殊詐欺以外）【一部抜粋・暫定数値・手集計】

	全刑法犯 認知件数	子供・女性が 狙われやす い犯罪等	住宅に対する侵入犯罪		ひったくり	乗り物盗		
			空き巣	忍込み 居空き		自動車	オートバイ	自転車
県内	9,486	378	143	75	9	113	357	2,289
港南署	197	7	3	0	0	1	14	27
昨年同期比	165	8	5	1	0	0	5	11
増減	+32	-1	-2	-1	0	+1	+9	+16

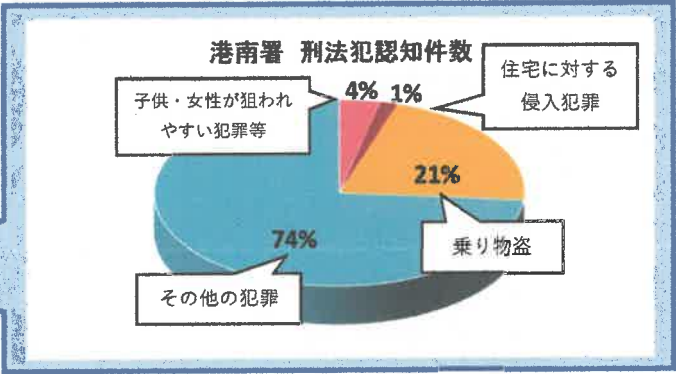
※「子供・女性が狙われやすい犯罪等」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、性的暴行等、迷惑行為防止条例違反（準わいせつ行為等）等（特別法犯）の犯罪の総称です。
※上記表中の数値は、特別法犯の検挙件数等も混在している特定の罪種の数値を抜粋したものです。「全刑法犯認知件数」との合計値は合致しませんのでご了承ください。

隣接署の状況(暫定数)		
令和6年3月末現在		前年との増減
磯子署	117	-27
南署	170	+31
戸塚署	158	-44
栄署	81	+1



▲港南警察署マスコットキャラクター
「ひまり巡査」

これが発生傾向だよ！



▲「シジュウカラ部長」

2 特殊詐欺認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】

	特殊詐欺		オレオレ		還付金		預貯金 キャッシュカード詐欺盗		架空料金請求	
	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
県内	355	860,000,000	101	510,000,000	55	126,000,000	161	124,000,000	32	74,000,000
港南署	6	11,000,000	2	3,000,000	2	8,000,000	2	0	0	0
昨年同期比	8	37,000,000								
増減	-2	-26,000,000								

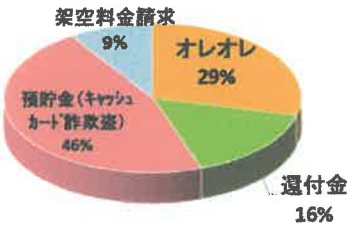
※ 預貯金、キャッシュカード詐欺盗は、キャッシュカードをだまし取る手口なので、
出金等が確認されない場合被害額は0になります
※ 県内の合計件数には、その他の特殊詐欺（融資保証詐欺など）が含まれます
※ 認知件数には、被害届を受理したもののみ反映されます

3 “港南区内、特殊詐欺発生件数(被害届が出されていないものも含む)【手集計】

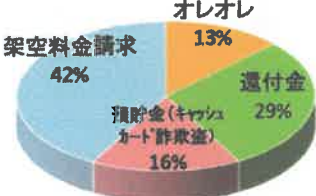
特殊詐欺		オレオレ		還付金		預貯金 キャッシュカード詐欺盗		架空料金請求	
件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
31	36,000,000	4	4,200,000	9	17,800,000	5	4,500,000	13	9,500,000

※ 発生件数には、被害届が出されていないものも含まれます。

県内 特殊詐欺発生割合



港南署 特殊詐欺発生割合



※ 被害届が出されていないものも含まれます。

犯罪発生状況一覧表～港南警察署管内(月別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和6年3月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 単月	凶悪犯				小計	粗暴犯				小計	窃盗犯				小計	知能犯			小計	風俗犯			その他			小計	合計
	殺 人	強 盗	放 火	(強 不制 同性 交)等		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺		そ の 他	わいせつ			そ の 他	器 物 損 壊 等	そ の 他					
																	(強 同意 制)	公 然									
1月					0	3	3			6		15	36	51	5		5			1	1	6			6	69	
2月					0	1	3			4	3	10	18	31	4		4	1		1	2	5	1	6		47	
3月					0	4	1			5	4	17	34	55	8		8			2	2	9	2	11		81	
4月					0					0				0			0				0			0		0	
5月					0					0				0			0				0			0		0	
6月					0					0				0			0				0			0		0	
7月					0					0				0			0				0			0		0	
8月					0					0				0			0				0			0		0	
9月					0					0				0			0				0			0		0	
10月					0					0				0			0				0			0		0	
11月					0					0				0			0				0			0		0	
12月					0					0				0			0				0			0		0	
合計	0	0	0	0	0	8	7	0	0	15	7	42	88	137	17	0	17	1	0	4	5	20	3	23		197	

2 窃盗犯手口別

罪種別 単月	侵入窃盗					小計	乗物盗				小計	非侵入窃盗								小計	合計	特殊詐欺
	空き巣	忍込み	居室	事務所荒し	その他の		自動車	オートバイ	自転車	ひったくり		置き引き	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他の					
1月						0		6	9	15		5		3		14	14	36	51	1		
2月				2	1	3		1	9	10		2	2	2		7	5	18	31	1		
3月		3			1	4	1	7	9	17			4	2		14	14	34	55	4		
4月						0				0								0	0	0		
5月						0				0								0	0	0		
6月						0				0								0	0	0		
7月						0				0								0	0	0		
8月						0				0								0	0	0		
9月						0				0								0	0	0		
10月						0				0								0	0	0		
11月						0				0								0	0	0		
12月						0				0								0	0	0		
合計	3	0	0	2	2	7	1	14	27	42	0	7	6	7	0	35	33	88	137	6		

犯罪発生状況一覧表 ～港南警察署管内(交番別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和6年3月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 交番	凶悪犯				小計	粗暴犯				小計	窃盗犯				小計	知能犯			小計	風俗犯			その他			合計
	殺 人	強 盗	放 火	(強 不制 同性 交等)		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺		そ の 他	小計	風俗犯		そ の 他	小計	器 物 損 壊 等	そ の 他	小計		
																		わいせつ (強 制 不 同 意)							公 然	
上大岡駅前				被害者保護等の観点から非表示	0	4	2		6		9	32	41	6		6	被害者保護等の観点から非表示		2	2	5	2	7	62		
笹下					0				0		3		3	1		1				0			0		4	
日野					0		3		3		1	10	11	1		1					0	2		2	17	
芹が谷					0		1		1	1	3	8	12	2		2					0	3		3	18	
南高校前					0	1			1		1	1	2	1		1					0	2		2	6	
野庭					0				0	1	2	2	5			0					0	5	1	6	11	
港南台駅前					0	1			1		17	25	42	3		3					0	2		2	48	
上永谷駅前					0	2	1		3		5	3	8	2		2					0	1		1	14	
日限山					0				0	5		3	8			0					0			0	8	
港南台南					0				0		1	3	4	1		1					0			0	5	
その他				0				0			1	1			0				2	2		0	3			
合計	0	0	0	0	0	8	7	0	0	15	7	42	88	137	17	0	17	1	0	4	5	20	3	23	197	

2 窃盗犯手口別

罪種 交番	侵入盗					小計	乗物盗			小計	非侵入盗							小計	合計	特殊詐欺
	空き巣	忍込み	居空き	金庫破り	その他盗		自動車	オートバイ	自転車		職権盗	払出盗	置き引き	部品ねらい	色情ねらい	万引き	その他			
上大岡駅前						0		2	7	9		3	5	1	1	17	5	32	41	2
笹下						0			3	3								0	3	0
日野						0		1		1		1		1		3	5	10	11	0
芹が谷	1					1	1		2	3				3		2	3	8	12	1
南高校前						0		1		1							1	1	2	1
野庭					1	1		2		2						1	1	2	5	1
港南台駅前						0		8	9	17		9	2	1		8	5	25	42	1
上永谷駅前						0			5	5				1		1	1	3	8	0
日限山	2				3	5				0						2	1	3	8	0
港南台南						0			1	1					1	1	1	3	4	0
その他						0				0							1	1	1	0
合計	3	0	0	0	4	7	1	14	27	42	0	13	7	7	2	35	24	88	137	6



～特殊詐欺被害の発生状況～

港南警察署が認知した特殊詐欺被害の発生状況をお知らせします。

◆特殊詐欺認知及び発生件数は **31件** (令和6年3月末現在、手集計)

◆被害額は 約 **3600万円** (令和6年3月末現在、手集計)

◆パソコン操作中に警告画面を表示させ、ウイルス除去費用などと言って電子マネーを購入させる手口
(架空料金請求詐欺)

◆港南区役所や金融機関をかたって、「累積保険料(医療費)の還付金があります。」などと言って **A T M** に誘導し振り込ませる **だまし電話**が増加中



港南警察署長

今月から特殊詐欺発生件数
(被害届が出されていないものを含む)
を掲載します！

“架空料金請求詐欺”の被害が多発中！

未払いの料金があるなど、
架空の事実を口実として、
お金をだまし取る手口です！

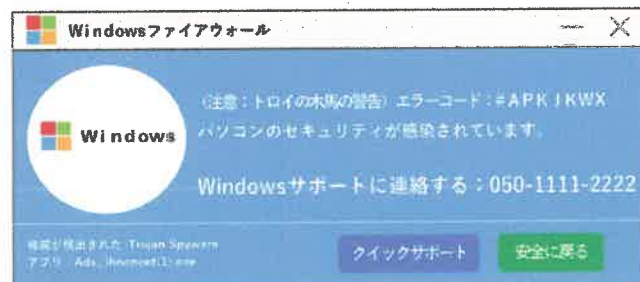
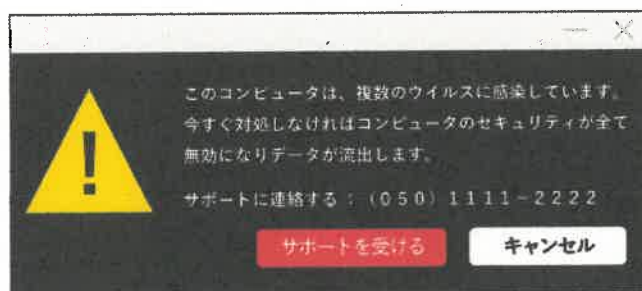


▲「シジュウカラ部長」



港南区で発生しているのは、2種類！

- ① パソコンや携帯電話を操作中に、突然、**警告画面**を表示させて、**電子マネー**を要求するもの。



▲実際の警告画面

これらは詐欺の入口です。絶対に電話などしないでください。
修理代・ウイルス除去費用などと言って、**電子マネー**の購入を要求されます。

- ・警告画面が出ても、決して焦らないこと。
- ・警察や消費者ホットライン(188 いやや)に相談してください。

※ 再起動すれば解決する場合も多いです

- ② “**N T T**” を装い電話を掛けてきて、**電子マネー**を要求するもの



「料金未納です。」
「アプリの登録金が未払いです。」
「支払いがなければ裁判に移行します。」

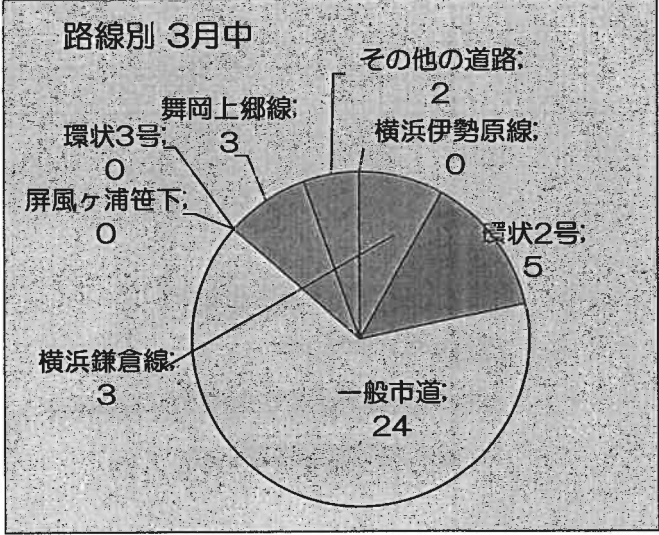
などと言って、電子マネーを要求してきます。

“**高齢者の電子マネーの購入は詐欺**” という共通認識を！
コンビニで購入できる「アップルカード、グーグルプレイカード」には要注意！！

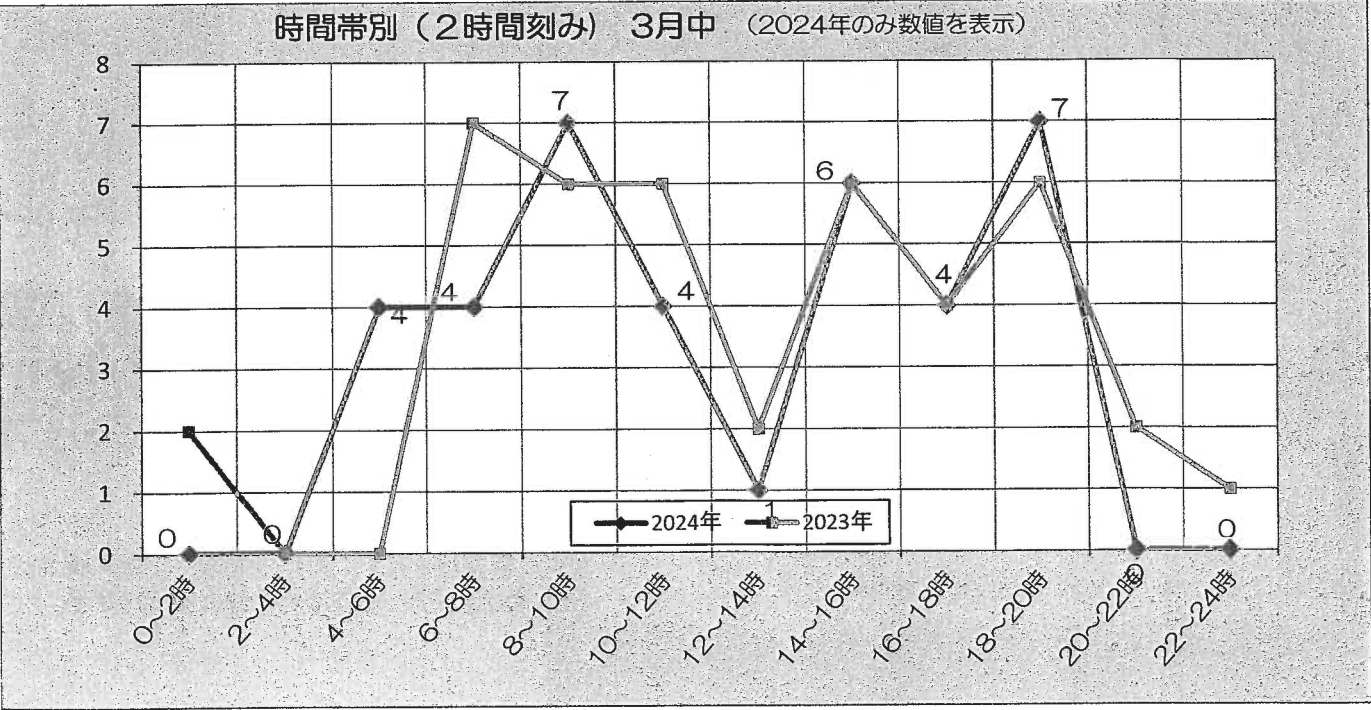
令和6年3月 港南警察署交通事故概況

港南区 月・年累計別 (概数)		件数	死者	負傷者
3月中		37	0	41
前年比		-5	±0	-10
年累計		100	0	113
前年比		-21	±0	-29

神奈川県 月・年累計別 (概数)		件数	死者	負傷者
3月中		1,772	12	2,067
前年比		-224	+1	-307
年累計		5,061	25	5,873
前年比		-152	-4	-284

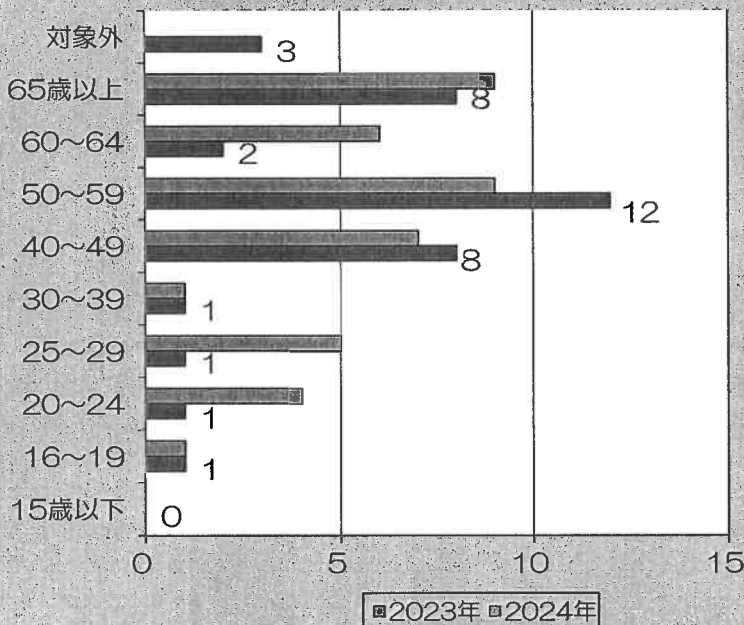


状態別 月・年累計別	二輪車事故	自転車事故	高齢者事故	子ども事故	全事故件数
3月中	14	5	9	2	37
前年比	+5	-5	-4	-1	-5
構成率	37.8%	13.5%	24.3%	5.4%	***
年累計	37	13	38	6	100
前年比	+9	-13	-6	-3	-21
構成率	37.0%	13.0%	38.0%	6.0%	***
県下の構成率	26.9%	24.8%	37.5%	6.4%	***

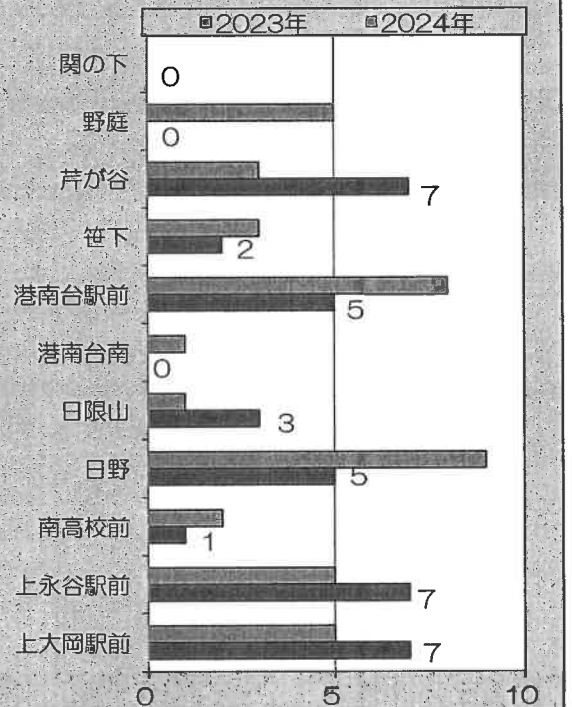


月・年累計別		類型別	人 対 車 両				車 両 相 互					車両 単独	合計	
			横 断		その他	計	正面 衝突	追突	出会 い頭	右左折	その他			計
			歩道上	歩道外										
3月中			5	2	2	9	0	7	0	7	12	26	2	37
	前年比		±0	±0	-1	-1	-1	-3	-4	±0	+4	-4	±0	-5
年 累 計			11	5	12	28	1	24	3	16	23	67	5	100
	前年比		-5	±0	+2	-3	-1	-9	-8	-2	+2	-18	±0	-21
	構成率		11.0%	5.0%	12.0%	28.0%	1.0%	24.0%	3.0%	16.0%	23.0%	67.0%	5.0%	100%
3月中 二輪車			0	0	1	1	0	1	0	0	1	2	1	4
	前年比		±0	±0	+1	+1	±0	+1	±0	-2	±0	-1	+1	+1
	構成率		0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	100%

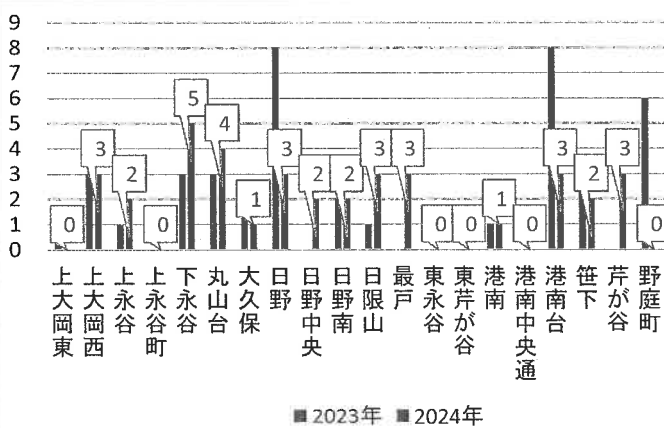
年齢層別3月中（第一当事者）（2024年のみ数値を表示）



交番別3月中（2024年のみ数値を表示）



町名別3月中（2024年のみ数値を表示）



最新のデータ（カラー版）を港南警察署ホームページに掲載しています。
ホームページTOP→交通関係→交通事故発生状況→令和6年1月港南警察署交通事故概況（PDF）

港南警察署

（数値は4月1日現在の概数で、確定値ではありません。変更される場合があります。）

令和6年3月 火災・救急の概況

(暫定値)

		港南区			横浜市			
		令和6年	令和5年	増減	令和6年	令和5年	増減	
火災	火災件数		8	6	2	172	208	-36
	種別	建物火災	7	4	3	116	123	-7
		林野火災	-	-	-	-	-	-
		車両火災	-	1	-1	18	18	-
		船舶火災	-	-	-	-	-	-
		その他の火災	1	1	-	38	67	-29
	損害程度	焼損床面積(㎡)	220	47	173	1,861	1,759	102
		死者(人)	-	1	-1	12	4	8
		負傷者(人)	2	6	-4	28	28	-
	主な原因	たばこ	2	2	-	33	36	-3
		こんろ	1	-	1	22	18	4
		マッチ・ライター	1	1	-	3	5	-2

火災以外	その他災害	293	278	15	4,730	4,400	330
------	-------	-----	-----	----	-------	-------	-----

救急	救急件数		3,853	3,422	431	63,598	57,899	5,699
	種別	急病	2,718	2,373	345	45,271	40,803	4,468
		交通事故	94	101	-7	2,106	2,036	70
		一般負傷	706	665	41	11,660	10,722	938
		その他	335	283	52	4,561	4,338	223
	出場形態	消防車＋救急車の連携した件数	229	214	15	3,483	3,226	257
		ミニ消防車＋救急車の連携した件数	90	68	22	1,813	1,626	187

初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

1 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請方法

- (1) 受付期間：令和6年4月1日（月）～9月30日（月）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、港南消防署に御提出をお願い致します。

※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

3 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

4 お問合せ先

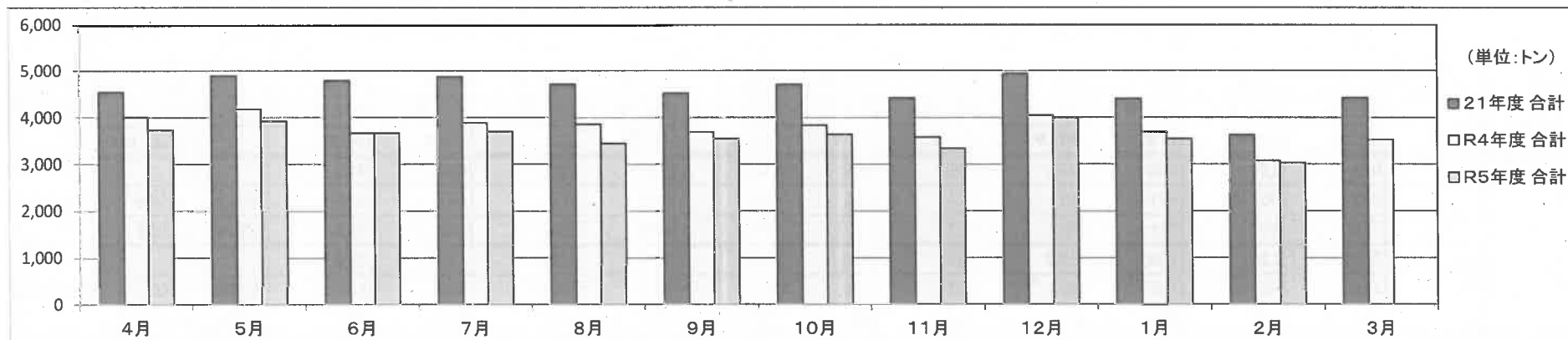
申請要件や書類等のお問合せは、港南消防署へご連絡ください。

電話 045（844）0119 港南消防署 総務・予防課予防担当あて

担当：港南消防署 総務・予防課 予防担当
深澤、中山

TEL（844）0119

港南区 家庭からのごみと資源の総排出量推移



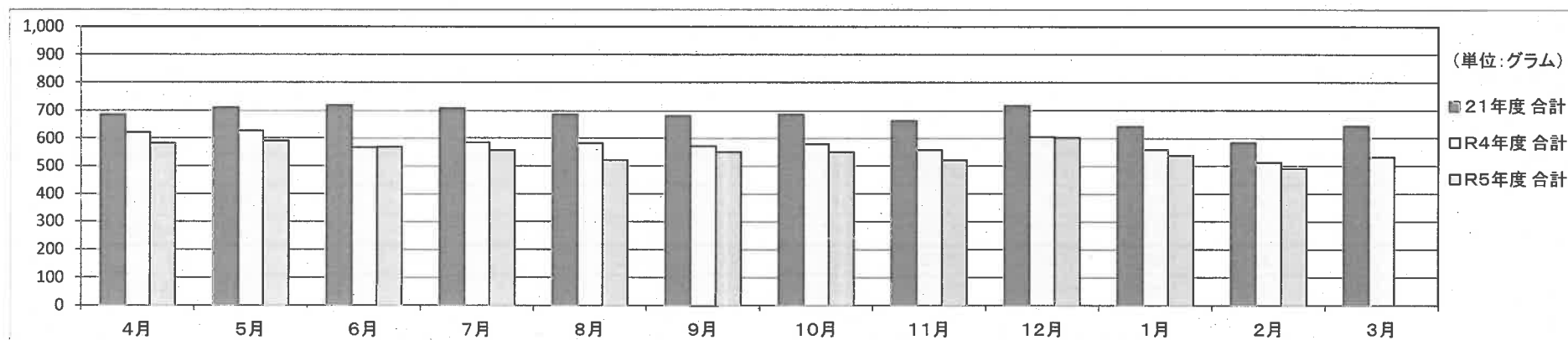
(単位:トン)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
21年度	燃やすごみ量	2,714	3,168	3,088	3,101	3,013	2,815	3,036	2,756	3,014	2,753	2,221	2,700	34,379
	その他・資源物	1,845	1,733	1,707	1,778	1,708	1,722	1,683	1,666	1,926	1,662	1,411	1,730	20,571
	合計	4,559	4,901	4,795	4,879	4,721	4,537	4,719	4,422	4,940	4,415	3,632	4,430	54,949
R4年度	燃やすごみ量	2,737	2,915	2,453	2,695	2,671	2,506	2,665	2,439	2,702	2,513	2,048	2,315	30,660
	その他・資源物	1,261	1,260	1,208	1,191	1,197	1,176	1,180	1,146	1,334	1,187	1,083	1,278	14,501
	合計	3,998	4,175	3,661	3,886	3,868	3,682	3,845	3,585	4,036	3,702	3,074	3,523	45,037
R5年度	燃やすごみ量	2,551	2,702	2,527	2,574	2,333	2,462	2,515	2,232	2,739	2,362	1,990		26,987
	その他・資源物	1,185	1,217	1,133	1,118	1,121	1,076	1,125	1,105	1,254	1,189	1,042		12,565
	合計	3,736	3,919	3,660	3,692	3,454	3,538	3,640	3,337	3,993	3,551	3,032		39,554
R5-R4(削減量)		▲ 262	▲ 256	▲ 1	▲ 194	▲ 414	▲ 144	▲ 205	▲ 248	▲ 43	▲ 151	▲ 42		▲ 1,960
R5-H21(削減量)		▲ 823	▲ 982	▲ 1,135	▲ 1,187	▲ 1,267	▲ 999	▲ 1,079	▲ 1,085	▲ 947	▲ 864	▲ 600		▲ 10,968
R4-H21(年間比較)		▲ 561	▲ 726	▲ 1,134	▲ 993	▲ 853	▲ 855	▲ 874	▲ 837	▲ 904	▲ 713	▲ 558	▲ 907	▲ 9,915

※「ごみと資源の総量」とは・・・燃やすごみ、資源物、資源集団回収を合計したものです。

※ 数値は四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

港南区 家庭からのごみと資源の総排出量推移(原単位)



(単位:グラム)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	一人あたり平均
21年度	燃やすごみ量	408	460	464	451	438	423	442	414	439	401	358	393	425
	その他・資源物	278	252	256	258	249	259	245	251	280	242	227	252	254
	合計	686	712	720	709	687	682	687	665	719	643	585	645	679
R4年度	燃やすごみ量	425	438	381	405	401	389	401	379	406	378	342	349	392
	その他・資源物	195	189	187	179	180	183	177	178	201	179	171	182	183
	合計	620	627	568	584	581	572	578	557	607	557	513	531	575
R5年度	燃やすごみ量	397	407	393	388	352	384	379	348	414	357	322		518
	その他・資源物	185	183	177	168	169	167	170	173	189	180	168		241
	合計	582	590	570	556	521	551	549	521	603	537	490		552
R5-R4(削減量)		▲ 38	▲ 37	2	▲ 28	▲ 60	▲ 21	▲ 29	▲ 36	▲ 4	▲ 20	▲ 23		▲ 18
R5-H21(削減量)		▲ 104	▲ 122	▲ 150	▲ 153	▲ 166	▲ 131	▲ 138	▲ 144	▲ 116	▲ 106	▲ 95		▲ 122
R4-H21(年間比較)		▲ 66	▲ 85	▲ 152	▲ 125	▲ 106	▲ 110	▲ 109	▲ 108	▲ 112	▲ 86	▲ 72	▲ 114	▲ 104

※「原単位」とは・・・区民1人1日あたりの排出量です。

※「ごみと資源の総量」とは・・・燃やすごみ、資源物、資源集団回収を合計したものです。

※ 数値は四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

港南区デジタルスタンプラリーの結果について（報告）

■ イベントの実施概要

- ・ 目的 港南区の魅力を発見・発信し、地域への愛着を高めること
- ・ 期間 令和 6 年 2 月 1 日から 2 月 29 日まで
- ・ 参加資格 なし（区内在住・在勤問わずどなたでも参加可）
- ・ スポット 連合エリアごと 1 か所 計 区内 15 か所
- ・ 景品 連長から推薦されたおすすめのお店の品、協賛企業からの提供品
- ・ スタンプラリーシステム プラチナスタンプラリー

■ 結果① 費用

合計 約 681,620 円					
システム経費		景品代		その他（郵送料・紙代など）	
418,000 円		233,620 円		約 30,000 円	
い草草履	掃除用品セット	バス用品セット	ハム等セット	菓子詰合せ	エコトート

- ・ 応募は食料品の景品に人気がありました。

■ 結果②

- ・ 訪れた人数が多いスポット 港南区役所、青木神社、永谷天満宮
- ・ スタンプ数 15 個達成した方は参加者のうち 19%、5 個達成した方は 17%でした。

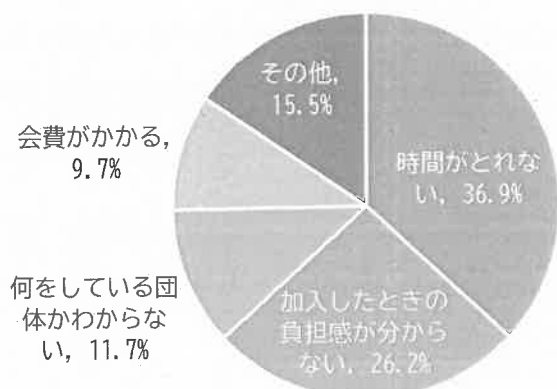
■ 結果③ システム・イベント全体に関する問い合わせ

- ・ GPS（位置情報）をオンにする方法が分からない。

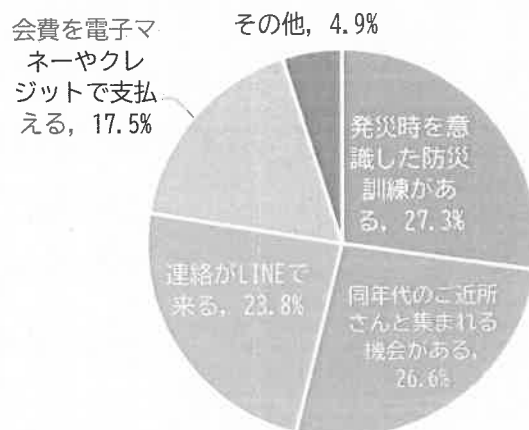
■ 結果④ 参加者アンケート

- ・ イベント参加者 466 人（うち県外参加者 8 名）
- ・ 参加者のうち 60 代以上が約 4 割、20～50 代が約 6 割
- ・ 参加者のうち「自治会町内会に加入していない」と答えた方が 16%
- ・ 「加入していない」のうち 30 代～50 代の割合が高く、全体の約 7 割

未加入者の加入しない理由



未加入者が加入したいと思う取組み



- ・未加入者の「加入しない理由」のうちその他：
勧誘されていない・加入の仕方が分からない・マンション自体が未加入

■結果まとめ

- ・参加者数の年齢分布が40代と70代以上でほとんど相違なかったことから、フルデジタルイベントであっても高齢者の参加は可能。
- ・未加入者の「加入しない理由」のうち約4割が「加入したときの負担感が分からない・何をしている団体か分からない」であったことから、自治会町内会が「普段どのような活動をしているか」「班長や役員の役割」を明確にすることが必要。
- ・未加入者が「加入したいと思う取組み」のうち約3割が「防災訓練があること」を挙げており、防災の取組への関心が高いことが分かる。一方で約4割が「連絡がLINEでくることが・会費を電子マネー等で支払えること」を挙げていることから、電子化を望む声も多いことが分かる。

地域振興課 岡本・星野

TEL 847-8391

Mail kn-chishin-kuren@city.yokohama.jp

令和6年 4月19日

地区連合町内会長・自治会町内会長 各位

港南区地域力推進担当課長

自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣について（依頼）

港南区では、自治会町内会の運営上の課題の解決や活動の活性化などの支援をするため、地域の課題解決に取り組む意欲がある自治会町内会へのアドバイザー派遣事業を行っています。

令和6年度の派遣先自治会町内会（4団体程度・先着順）を募集しますので、積極的な活用について御検討いただき、派遣を希望される場合は別紙申込書をご提出ください。

派遣にあたり御不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

【派遣対象】

自治会町内会（地区連合町内会長の推薦が必要です）

【募集締切】

令和6年5月31日（金）

【スケジュール】

4月19日（金）	区連会説明、募集開始
5月31日（金）	募集締め切り
6月	派遣準備
7月～6年2月	職員による聞き取り 自治会町内会へアドバイザー派遣

※アドバイザーの派遣回数は2～5回程度を想定していますが、詳細は御相談の上、決定させていただきます。

担当：港南区地域力推進担当 柴田、長尾

TEL：847-8383 FAX：842-8193

Eメール：kn-chiiki@city.yokohama.jp

令和 6 年度 自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣 申込書

令和 6 年 月 日

申込者名	
連合名	自治会町内会名 役職
代表者名（申込者と異なる場合）	
住所 港南区	
電話番号（日中連絡かつきやすい番号）	メールアドレス
申込理由（お悩みの内容など）を簡単にご記入ください。お申込み後に職員がお話をうかがいますので、空欄のままでも構いません。	

アドバイザー派遣事業への申し込みについて連合会長からの承認を受けましたか？

☐ はい

☐ いいえ

連絡先・申込先

港南区地域力推進担当 柴田、長尾

電話 847-8383 FAX842-8193 メール kn-chiiki@city.yokohama.jp

**令和6年度 港南区
自治会町内会の課題解決に向けた
アドバイザー派遣事業**
募集のお知らせ(4地区程度)

**自治会役員の
ない手不足**

**若い世代の
活動参加**

高齢者の見守り

**自治会運営の
見直し**

**工夫した
イベントの開催**

**モヤモヤした地域のお悩み
今年こそ解決に向けて
一歩前に！**



港南区地域振興課地域力推進担当

自治会町内会の運営上の課題の解決や活動の活性化などの支援をするため、港南区では自治会町内会へのアドバイザー派遣事業を行っています。

具体的な進め方

STEP 1 状況の聞き取り

まずは担当職員がお悩み事の背景や現状、これまでの経緯などのお話をうかがいます。対応可能なことを皆さんと一緒に整理することで解決への道を探ります。



STEP 2 アドバイザーの決定、派遣

お悩みの内容とご希望を考慮し、派遣するアドバイザーを決定します。決定後アドバイザーと担当職員が地域に出向き、講義や意見交換を実施。お悩み解決のための糸口を一緒に探っていきます。

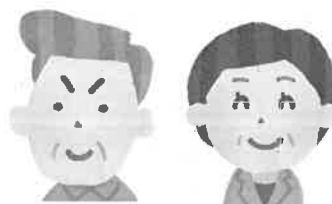
こんな人がこんなアドバイスします

まちづくりコーディネーターなどの
専門家



他地区の事例や解決策の共有など

地域活動をしている人



同じようなお悩みを
解決した時の経験談の共有

アドバイスを今後の地域活動に活かしていきましょう！
疑問に思うこと、困ったことなどありましたら、
地域力推進担当までお知らせください。



みんなで協力して、
ステキなまちに！

令和5年度 アドバイザー派遣事業の様子

CASE 1 区内自治会からの依頼

お悩み

- ・組長の負担が大きいことから、負担を軽減できるような取り組み方を知りたい。
- ・単身住まいの高齢者が増加する中で見守りの必要性が高まっている。見守りの方法等について具体的な事例を知りたい。

派遣内容

自治会定例会にお邪魔し、役員の皆さんから現状をうかがった上で、アドバイザーから他地区の事例紹介をしました。



感想

個人では役員のなり手不足や高齢化の問題について把握しているものの、町内会としてどう動くかという発想はこれまであまりしていませんでした。

今回アドバイザーの講義を聞き、意見交換することで、町内会の現状や今後の展開についてみんなで考えるきっかけとなりました。



CASE 2 区内連合自治会からの依頼

お悩み

「高齢者・青少年の居場所づくり」「地域活動を担う人材の発掘・育成」をテーマに開催する連合意見交換会にて、グループワークのディスカッション内容に対するアドバイスをもらい、今後の具体的な取組を検討したい。

派遣内容

10月・2月に開催された「支えあいネットワーク会議（意見交換会）」に出席。グループワークの発表を受け、20分程度他地区の事例も含めアドバイスをしました。

感想

一度話し合っただけで簡単に解決できるようなものではないものの、講師からのアドバイスは包括的でみんなが納得でき、これまでの活動や現在の課題、これからの展望について会場内で確認することができました。



問合せ先: 港南区地域振興課地域力推進担当

電話 847-8383/FAX 847-8193

メール kn-chiiki@city.yokohama.jp

令和6年度の派遣先自治会町内会（4団体程度）を募集しますので、ぜひ御活用ください。

お申し込みは別添えの申込用紙にてお願いいたします。

その他ご不明な点は何でもご相談ください。

【派遣対象】

自治会町内会

【募集締切】

令和6年5月31日（金）

※応募にあたり、地区連合町内会長の承認が必要です。

申込・問合せ先：港南区地域振興課地域力推進担当

電話 847-8383/FAX 842-8193

メール kn-chiiki@city.yokohama.jp

◆ 自治会町内会の法人化 <お問い合わせ先：区役所地域振興課>

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について <お問い合わせ先：区役所地域振興課>

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市民政局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内 令和6年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について <お問い合わせ先：区役所地域振興課>

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- 会議及び集会に必要な施設を備えている
- 建築基準法その他の法令に適合している
- 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- 会館の利用規約等が整備されている
- 補助を受けた会館が他にない
- 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300 万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。（新築・購入の場合、1 m²当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び 250 万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
- （自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度 7 月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
- なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。
- ※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度 7 月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
- ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
- イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
- ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は 10 年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者 1 人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

令和6年4月19日

自治会町内会長 各位

港南区役所地域振興課長

新任自治会町内会長等講習会の開催について

このたび、自治会町内会の新会長や役員に就任して間もない方々を対象に、自治会町内会活動に役立てていただくための講習会を次のとおり開催します。

参加を希望される方は、参加申込書に御記入のうえ、郵送またはFAXでお申し込みください。

開催日時

令和6年6月1日(土) 午後1時30分～午後4時

※荒天による中止の場合は令和6年6月8日(土)午後1時30分～午後4時に延期します。

延期の場合は前日までにご連絡いたします。日中連絡がつく連絡先をご提供ください。

2 会 場

港南区役所 6階 会議室

3 内 容

第一部 自治会町内会活動について

地域の皆さんから問合せ・要望の多い事柄について、警察署や消防署から説明します。また、自治会町内会の役割や活動、発災時の対応などについて、区役所担当者が説明します。

第二部 現役自治会町内会長をまじえた意見交換会

経験のある会長からお話をいただいたり、疑問にお答えいただきます。

4 参加対象者

新任自治会町内会長及び自治会町内会の役員を務めている方

5 参加人数

各自治会町内会1～2名程度

6 申込期限

令和6年5月13日(月) 必着

※お申し込みいただいた後は、延期の場合を除いてこちらからの案内はありません。

直接会場へお越しください。お申し込み後欠席される場合は御連絡ください。

※お申し込みをいただいていない方の参加はご遠慮いただいております。

<連絡先> 〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号

港南区役所地域振興課地域運営推進係

電話 847-8391 FAX 842-8193

新任自治会町内会長等講習会参加申込書

自治会町内会名：_____

氏 名	役 職	連絡先 TEL・FAX

※会場の都合上、各自治会町内会1～2名程度でお願いします。

※延期の場合は前日までにご連絡いたしますので、日中連絡がつく連絡先をご記載ください。

<質問事項>

自治会町内会活動についてわからないこと、不安なこと、地域の方々に相談されたことなど、なんでも結構です。御記入ください。

・申込み期限：5月13日（月）

・申 込 先：〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号

港南区役所地域振興課地域運営推進係

電話：847-8391 FAX：842-8193

ゴケグモにご注意ください

令和6年4月、港南区大久保付近で外来生物のハイロゴケグモが確認されました。

このクモは人への攻撃性はありませんが、メスのクモには毒があり、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。海外からの貨物などに付いて移入したクモが、自動車等で運ばれて潜んだものと考えられます。

クモを見つけたら、素手では触らないでください。触れると咬まれることがあります。

メス（背面）



メス（腹面）



卵のう



横浜市衛生研究所撮影

ハイロゴケグモの特徴（メス）

【原産地】亜熱帯地域 【体長】約1cm 脚を広げると約3cm

【特徴】色彩はさまざま、腹部背面が真黒のものや、茶色や灰色を基調とするものなど
腹面には砂時計のような形の赤い斑紋があります。卵のうは約1cmの球形で表面にたくさん棘があり、コンペイトウの様な形をしています。

【生息場所】側溝の内部や蓋の隙間、フェンスの隙間やベンチの裏、室外機の裏など
様々な隙間に営巣します。

咬まれた場合は

咬まれると針で刺されたような痛みがあり、咬まれた箇所に熱を感じたり、赤くなったりすることがあります。
咬まれてしまった場合は、すみやかに温水や石けん水で傷口を洗い、医療機関等に相談してください。

駆除・予防方法

屋外で作業する場合は、軍手などを着用しましょう

クモ自体は、市販の家庭用殺虫剤（ピレスロイド系）で駆除できます。
卵のうはよく踏みつぶしましょう。駆除後は素手で触らないように処分しましょう。
生息しそうな場所に普段から注意し、クモの巣が出来かけていたら取り除くなど、
巣を作らせないような対策をしましょう。

詳しくは、横浜市ホームページ「ゴケグモにご注意!」もご参照ください。

横浜市 ゴケグモ



【問合せ先】港南福祉保健センター生活衛生課 TEL: 045-847-8445 FAX: 045-846-5981

令和6年4月

令和5年度港南区元気な地域づくりフォーラム 開催報告

1 開催概要

- (1) 日 時 令和6年3月9日(土) 13時30分～15時30分
- (2) 会 場 港南公会堂 ホール
- (3) 主 催 港南区連合町内会長連絡協議会 港南区社会福祉協議会 港南区役所
- (4) 来場者数 271名(登壇者、従事者含む)

2 開催プログラムと当日の様子

1 開会挨拶

港南区長 栗原 敏也



2 港南ひまわりプラン(港南区地域福祉保健計画)振り返り

港南区社会福祉協議会 会長 荻久保 頼則



3 地域の活動事例紹介 ナビゲーター 港南区役所区政推進課地域力推進担当 長尾佳代子

事例1 ひのウォーキングクイズラリー

日野地域づくり連絡会(日野地区) 小川 昭さん

事例2 にしあらいワイワイ夏祭り/日限山こども秋まつり

西洗自治会 会長 松本 昭彦さん

ひざり連自治会・子ども青少年部会 部会長 齊藤 亮さん

事例3 港南区商店街連合会と自治会町内会との協働

港南区商店街連合会 会長 本間 泰輔さん

事例4 まちづくり会議

大久保最戸連合町内会、大久保最戸地区社会福祉協議会 会長 横川 朱實さん



4 港南区社会を明るくする運動作文コンテスト 作品発表

日野南小学校6年 倉本 芽依さん



5 和太鼓衆 清流 和太鼓演奏

港南区民活動支援センターのボランティア人材
「街のアドバイザー」によるパフォーマンス

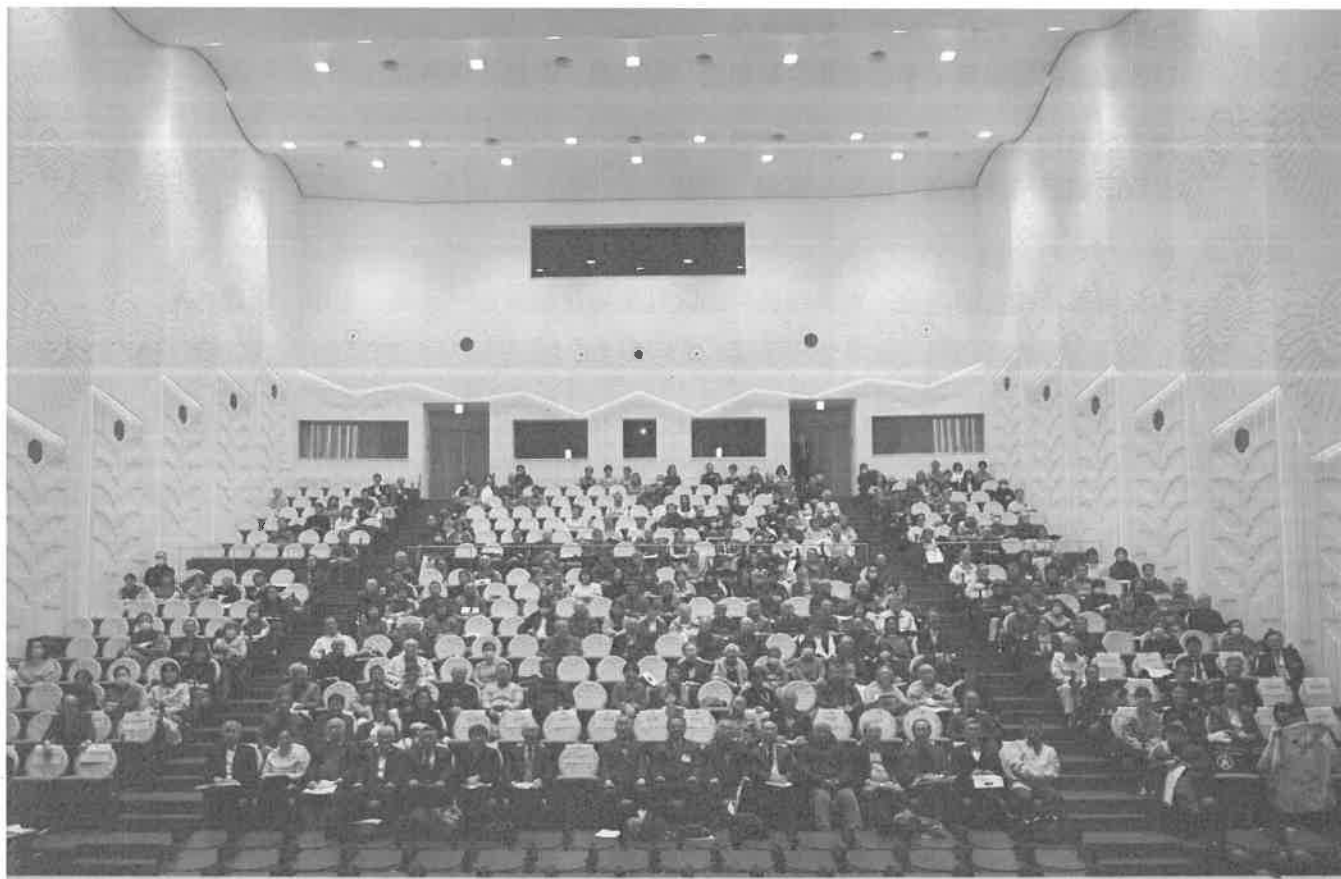


6 令和6年度「協働による地域づくり」取組の方向性について

港南区連合町内会長連絡協議会 会長 古屋 文雄



令和6年度取組の方向性



会場の様子

令和5年度 港南区元気な地域づくりフォーラム 来場者アンケート集計結果

アンケート回収数 162件

本日のフォーラムの内容はいかがでしたか？

大変よかった	89件	55%
よかった	68件	42%
ややよくなかった	1件	0.6%
よくなかった	0件	0%
無回答	4件	2.4%

ご意見・ご感想など（抜粋）

全体の感想

- ・初めて参加したが、とても有意義な時間だった。来年も参加したいと思った。
- ・地域への関心を持つことは、一人ひとりにとっての生きがいや楽しい生活につながることでと確信した。
- ・同じ港南区内にこんなにキラキラ輝いている方々がいることを大変うれしく思った。このような「つながりの場」をもっとつくってほしい。それが活力になるのではないかな。
- ・地域での取組みを色々と聞けてとても良かったが、もっと若い方たちとも共感できたらいいなと思った。子ども達のパフォーマンスを行えば親御さん達も参加してくれるのではないかな。

ひまわりプラン振り返り

- ・港南ひまわりプランが中間振り返りの年となり、より具体的な取組が出来ればと思った。
- ・キーワードの「知る」「つながる」「支えあう」「できることをやる」を覚えた。

地域事例紹介

- ・それぞれの事例紹介について皆さんが協力している姿が手に取るほど分かった。町内会活動に取り入れていきたい。
- ・どこの地域でも高齢化や担い手等が悩みの中、協力してクイズラリーや子どもを呼ぶイベントを実施する等、皆が知り合い協働できる努力をされていると実感した。
- ・各地区の発表を司会と共に進めたことで、分かりやすく、要点がつかめて良かった。
- ・子どもを活動に参加させる話が参考になった。
- ・事例紹介については数を減らすか時間を伸ばして、もう少し深く知りたかった。質問の時間があっても良いのではと思った。

社会を明るくする運動 作品発表

- ・内容が良く、素晴らしかった。感動した。（多数）
- ・挨拶の大切さが良く分かった。

和太鼓衆 清流 和太鼓演奏

- ・とても良かった。元気をもらえた。（多数）
- ・室内だったので、音が大きかった。
- ・和太鼓のパフォーマンスグループが地元にあることがうれしい。

令和6年度

港南区

協働による地域づくり 取組の方向性

港南区では、平成26年3月に「私たちが目指す港南区の姿（4つの目標像）」を掲げ、それに向けて自治会町内会など地域で活動する団体、関係機関、企業、学校、区役所等が協働して様々な取組が進められています。その取組の次年度の方針は、毎年開催している「港南区元気な地域づくりフォーラム」において発表しています。

1

自分たちが暮らす地域に愛着を持ち、次世代につなげる「ふるさと港南」を実感している



愛あふれる♥ふるさと港南に

2

超高齢社会の中でも一人ひとりが元気に暮らせるまちになっている



3

向こう三軒両隣に「お互いさま」の関係ができ、「安全で誰もが安心して暮らせるまち」になっている



4

地域と行政が一緒になって、より良い地域づくりの実現に向け協働の取組が進んでいる

感染症の流行期には、手洗い消毒、咳エチケット、ワクチン接種などの対策をしましょう

地域で
つながりを
強めるための
取組方針

コロナ禍を乗り越え、それぞれの状況に合わせて工夫しながら、地域活動が再開しました。

これからも皆で「愛あふれる♥ふるさと港南に」をテーマに、防災・減災、見守り・支えあいなど、様々な取組を通じて地域のつながりを深め、未来を担うこどもたちに「ふるさと港南」をつないでいきましょう！

地域でつながりを強めるための取組方針

1 地域活動者同士のコミュニケーションを充実させましょう！

意見交換会



多世代参加の
お祭り・イベント



広報（掲示・回覧・SNS）



世代に合わせた
方法で

2 一人ひとりができる範囲で参加し、向こう三軒両隣に「お互いさま」の関係を築き、身近な地域での取組を進めていきましょう！

隣近所の変化を気につけ、
相談につなげます。



助けあい活動を
継続させます。



続けられる環境活動に
取り組みます。



地域へ防犯の
呼びかけをします。



地域や家庭での
災害対策を進めます。



見守り・支えあいの
輪を広げます。



ハチサン
83太郎

3 区民・企業・行政等と一緒にそれぞれの役割を考え共に取り組みましょう！



こうなん子どもゆめワールド



学び舎ひまわり



区内の
企業・団体様から
御寄附をいただき、
設置しました

協働のベンチ
「港南区総合庁舎前」バス停

令和5年度 学び舎ひまわり番外編 事例見学会 開催報告

日・時 令和6年 3月20日（水・祝） 13:00～15:30
見学先 港南台支えあいネットワーク「ふれあいデー」
会 場 港南台地区センター、港南台ひの特別支援学校
参加者 学び舎ひまわり卒業生16名（地域14名、区役所2名）

当日のプログラム

- 13:00～ 主催者インタビュー動画の視聴
・港南台支えあいネットワーク座長 荒井早苗さん（学び舎ひまわり5期生）
- 13:30～ 港南台支えあいネットワーク「ふれあいデー」見学
・講演会「車椅子バスケットボール選手として歩んで40年」伊藤 俊之さん
・港南台ひの特別支援学校の生徒や港南台の福祉施設の利用者が作った製品の販売会
・ボッチャ体験会（見学のみ）
- 15:00～ まとめ

内容

主催者インタビュー動画視聴（会場：港南台地区センター）

港南台支えあいネットワーク「ふれあいデー」は平成26年から開催しており、障がいのある人とのかわりについて考えるイベントです。これまで障がいのある方が出演するコンサートや体操の披露など、様々な内容で開催してきましたが、一貫して障がい者理解をすすめることを目的としていることなどを、座長の荒井さんからお話いただきました。



座長の荒井早苗さん
（インタビュー動画より）



動画視聴の様子

港南台支えあいネットワーク「ふれあいデー」見学（会場：港南台ひの特別支援学校）

車いすバスケットボールでパラリンピックに出場したご経験のある伊藤さんの講演会に参加しました。伊藤さんの「障がいがある人となない人を比較するのは愚かなこと」「みんな違って当たり前」という言葉が印象的でした。

講演後は学校と地域作業所の皆さんの製品販売コーナーへ。当事者の方も販売を担当し、買い物を通じて交流しました。同じ会場でボッチャ体験会も行われていました。



まとめ（会場：港南台地区センター）

学び舎ひまわりコーディネーターの内海先生から、「ふくまちガイド（横浜市福祉のまちづくり推進指針 改定版）（令和3年3月発行）」に記載されている4つのポリシー（理念）を中心に、障がいのある方との接し方・考え方についての講義を聞きました。その後、学びのまとめ（アンケート記載）の時間を設けました。



内海 宏 氏

学び舎ひまわりコーディネーターを長年務める。（株）地域計画研究所代表取締役、横浜市まちづくりコーディネーター、横浜国大非常勤講師、NPO 法人まちづくり情報センターかながわ理事長、地元神社総代。ほかに、NPO 法人横浜プランナーズネットワーク理事長・副理事長、社会福祉法人理事、町内会副会長、小中学校PTA会長、戸塚区P連会長などを歴任。今回紹介した「ふくまちガイド」の製作にも携わった。

学びのまとめ（アンケート） 集計結果

回答数 15 件 / 回収率 93.8%

満足	やや満足	やや不満	不満
10	4	1	0
66.7%	26.7%	6.6%	0%



【受講生の声】（抜粋）

- ◎講演会「車椅子バスケットボール選手として歩んで40年」を聞き、とても興味深く、様々な思いの中での頑張りに深く感動を覚えました。内海先生からの心のバリアフリーのお話も印象的でした。
- ◎障がいのある方との関わりに対して重要なことは、知ること・触れてみることだと理解できました。まずは「何か手伝うことはありますか」の声かけに取り組みたいです。
- ◎障害のあるなしに関係なく、地域で一緒に活動できるイベント等ができたらいいなと思いました。
- ◎港南台地区の取組を見学して、地区社協の会長としてとても参考になりました。
- ◎地区に持ち帰り、話合いのきっかけにしたいと思います。
- ◎このような講演を聞く機会は少ないので良い機会でした。動画で視聴した主催者インタビューは、もう少し長く聞きたかったです。
- ◎「ふれあいデー」の事例見学は良いアイデアだったと思いますが、前後に時間を確保して、情報共有や意見交換等を充実させた方がいいと感じました。

GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供）

平素より、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けたご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
直近の進捗状況について、情報提供します。

1 お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 「GREEN×EXPO 2027」とは

- ・私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。
- ・自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え、「人々の環境への意識や行動は 2027 年の横浜から変わった」と言われるよう準備を進めていきます。
- ・気候変動などの世界的な課題に対し、“自然の力”、“グリーンの力”で課題を解決し、環境にやさしい未来の暮らしを考え、横浜から世界に発信することが、博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」につながっていきます。

3 現在の会場計画（案）

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する5つの「Village（ビレッジ）」と、花や緑の美しい風景が楽しめる3つの「ゾーン」を設けます。





Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。



Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの温故知新を体感できます。



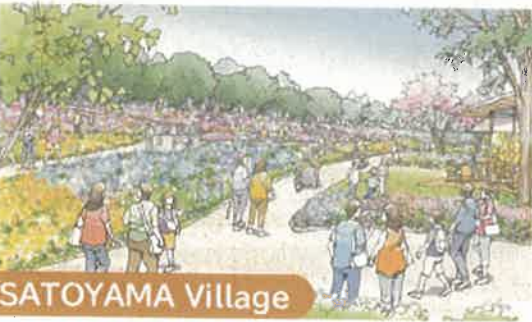
Farm & Food Village

健康を支える食と農が共存した生活と、その豊かさを体感できます。



Kids Village

これからの地球を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。



SATOYAMA Village

日本の原風景である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

※今後の調整状況により変更となる場合があります。

4 公式マスコットキャラクターのデザイン発表



開催3年前となる3月19日に公式マスコットキャラクターのデザインを発表しました。6月に名前の発表が行われる予定です。

担 当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.jp

各地区連合町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

受動喫煙対策の取組として横浜市公園条例に「禁煙」を含め、「公園内禁煙化」を検討しております。検討にあたりパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和 6 年 4 月 18 日(木曜日)から令和 6 年 5 月 31 日(金曜日)まで



(2) 提出方法

①ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dc2140c5-6a43-4f43-b7d0-44b5b519a9f4/start>

※メンテナンス時間中(不定期)はご利用いただけません。



②リーフレット付属のハガキによる郵送(切手不要)

各区役所、横浜市役所などで配布しています。概要版リーフレットのハガキを切り取ってお送りください。(概要版リーフレットのハガキを使用する場合は、切手不要。当日消印有効。)

③FAX

045-550-3916

④電子メール

mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

メールの件名には「公園禁煙化意見」と書いてください

(※電話によるご意見は受け付けておりません。)

⑤持参

受付時間 8 時 45 分から 17 時まで

みどり環境局公園緑地管理課
担当 関本、井上、入本
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

意見募集期間：令和6年4月18日（木）から令和6年5月31日（金）まで

『公園のまち ヨコハマ』

横浜には地域に身近な公園から大規模な公園まで、約2,700か所の多彩な公園があり、特に、子育て世代も多く集う身近な公園の数は、政令市のなかで全国一位の数となっています。横浜市では、「公園のまち ヨコハマ」として、市民の皆様に公園をより一層ご利用いただけるよう、インクルーシブな公園づくりやこどもログハウスのリノベーション、受動喫煙対策などの子育て環境の充実や、地域の活性化につながる集客イベントの実施など様々な取組を進めています。



▲集客イベントによる賑わいの創出



▲インクルーシブな公園づくり



▲こどもログハウスのリノベーション

横浜市の公園を 禁煙にすることについて みなさんのご意見をお聞かせください

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するため、横浜市公園条例の中に、公園における禁止行為として、「喫煙」を追加することを、公園における受動喫煙対策の方向性として取りまとめました。



ご意見は
こちらから

横浜市の公園を禁煙にすることについて
ご意見をお聞かせください。
募集締切 令和6年5月31日（金）まで

応募方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①はがき（左のはがきを切り取り、ご使用ください。）
（切手不要 当日消印有効）
- ②FAX: 045-550-3916 みどり環境局公園緑地管理課あて
- ③電子メール: mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp
- ④持参: 受付時間 8時45分から17時まで
- ⑤インターネット入力フォーム
スマートフォンで回答される方は下記QRコードからアクセスできます。
パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b56497b8-4650-4df5-adce-124b111fffd/start>

お問合せ

みどり環境局 公園緑地管理課
電話番号: 045-671-2642



注意事項

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、電話でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。

切り取り

このハガキは使用できません



属性等をご記入ください

【属性】 ☐ 個人(住民) ☐ その他(事業者等)

【住所】 ☐ 横浜市 _____ 区 ☐ 横浜市外

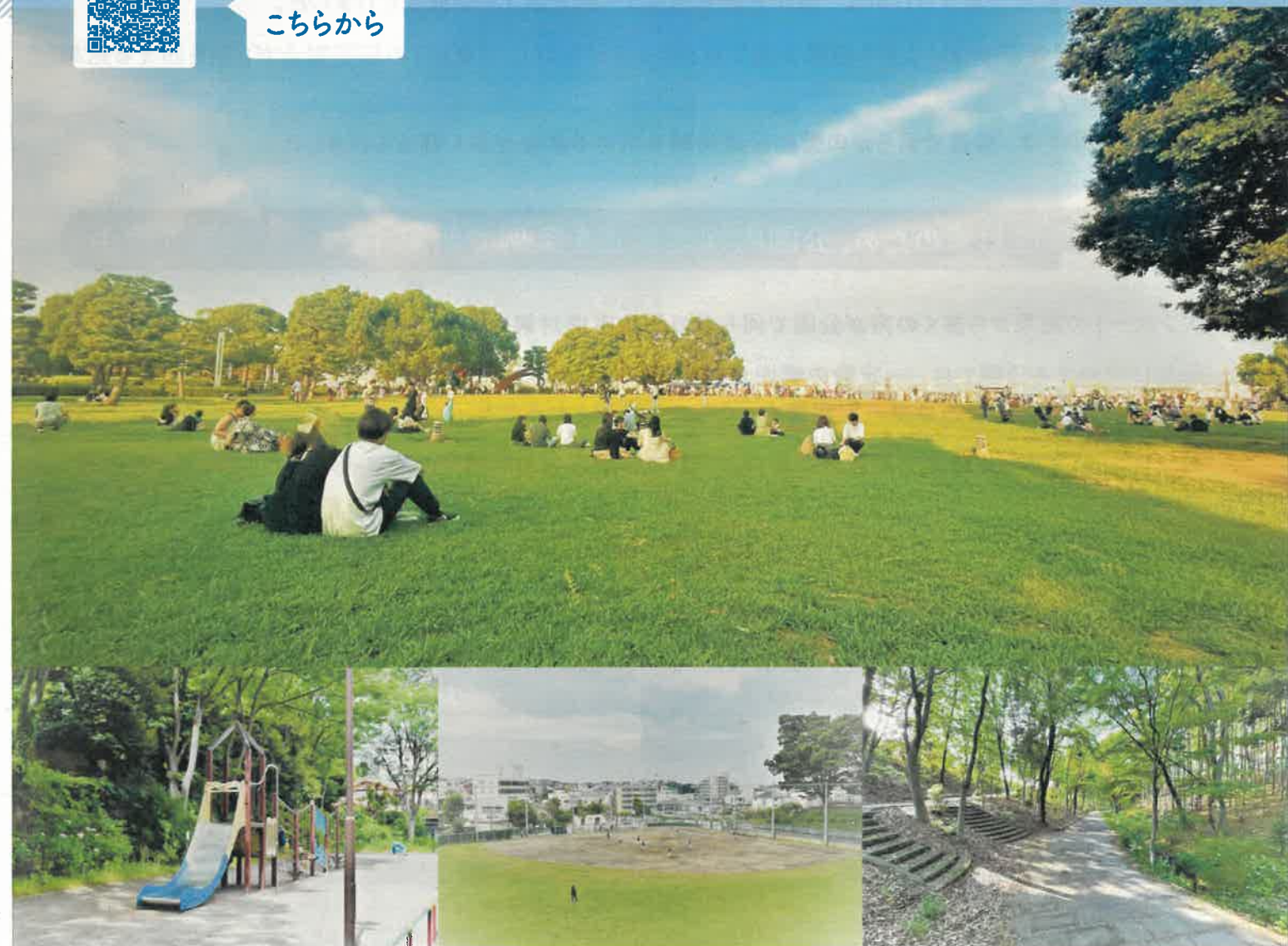
【年代】 ☐ ~9歳 ☐ 10歳代 ☐ 20歳代
☐ 30歳代 ☐ 40歳代 ☐ 50歳代
☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳代~

※その他(事業者等)とお答えの方は年代のご記入は不要です。

【公園の利用頻度】

☐ 週1回以上 ☐ 週1回未満~月1回以上
☐ 月1回未満~年1回以上 ☐ 年1回未満

※その他(事業者等)とお答えの方は利用頻度のご記入は不要です。



1 これまでの経過

(1) アンケート調査(令和5年7月から8月)の結果概要

- ・「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについては、「よくある」、「たまにある」を選択したのが、eアンケートでは約6割、子育て世代では約8割、公園愛護会では約5割となりました。
- ・「公園内での喫煙について、どのようなことが迷惑と感じたか」の問いについては、eアンケートと子育て世代では「たばこの煙やにおい」と「吸い殻のポイ捨て」が、公園愛護会では「吸い殻のポイ捨て」が、特に多く選択されました。
- ・「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

(2) 一部公園での禁煙の試行実施(令和5年10月から11月)の結果概要

ア 禁煙の試行結果

- ・駅前に立地する藤が丘駅前公園や天王町駅前公園では、一定数の喫煙がありました。
- ・天王町駅前公園では、試行中の喫煙者の数が大幅に減少しました。禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されます。

イ 現地アンケート調査結果

- ・「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについて、「よくある」、「たまにある」の回答割合が高かったのは、藤が丘駅前公園で5割を超える結果となりました。
- ・従前から喫煙者が少ないこども自然公園では「ほとんどない」、「ない」の回答割合が8割を超える結果となりました。
- ・「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

2 受動喫煙対策のため、公園内喫煙禁止を条例で明記することが必要な理由

- ・アンケートの結果から多くの方が公園で何らかの受動喫煙対策を求めていること。
- ・駅前に立地する公園では、一定数の喫煙がありましたが、試行中に喫煙者の数が大幅に減少した公園もあり、禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されること。
- ・改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までではなく、実効性が担保できないこと。
- ・条例で、禁止事項として喫煙を明文化することで、分かりやすい形で周知、誘導できること。



▲ 試行中のアンケート調査の様子 ▲

3 横浜市公園条例改正の考え方

横浜市公園条例を改正し、市立公園内において禁止する行為として「喫煙」を加えます。

(行為の禁止)

第5条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項本文若しくは第2項本文又は第7条第2項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- (5) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 公園に居住すること。
- (7) 工作物を設けること。
- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) 喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。)をすること。
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合には5万円以下の過料に処される対象になります。

切り取り

回答欄

募集締切 令和6年5月31日(金)まで

横浜市の公園を禁煙とすることとし、横浜市公園条例の禁止行為に喫煙を加えることについてご意見をお聞かせください。



▲ 試行中の公園の様子

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び
補助対象となる会館の拡大について【事業説明】

1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、省エネ設備の導入検討の際に、建築士が会館に訪問し、設備の導入方法や工事に関するご相談をお受けしています。是非ご活用ください。

また、マンションなどの集合住宅における集会施設（会館として利用している場合）についても補助対象となるよう対象を拡大しましたので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

是非、当補助金の活用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供の上、是非、当補助金の活用をご検討ください。

3 建築士による訪問アドバイザー派遣の概要

省エネ設備（断熱窓や太陽光発電設備等）の導入に関して、どのような設備・工事が必要かなど、建築士が会館等を訪問し、ご相談をお受けします（予約制、無料）。

【訪問アドバイザー派遣 事前連絡先】

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電 話：045-662-2711

受付時間：平日 9:00～12:00／13:00～16:30

※訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能

※事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。

※補助金の申請方法や提出書類に関するお問合せは、連絡先が異なります。横浜市住宅供給公社（045-451-7740）へお願いします。

4 補助対象となる会館の拡大

自治会町内会館の実態を踏まえ、多くの団体に補助制度をご利用いただけるよう、例えば、マンションの自治会でそのマンションの集会施設を会館として利用している場合も、補助対象としました。

【裏面に続きます】

【補助対象】

- ① 町内会等が所有する会館
- ② 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合
- ③ **今回拡大** マンションなどの集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その集会施設の管理団体（マンション管理組合等）と合同で補助申請する場合（※）

※詳しい要件は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご確認ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2／3	60 万円
省エネエアコン	2／3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2／3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



（市 WEB ページ）

【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社 （事務委託先）

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

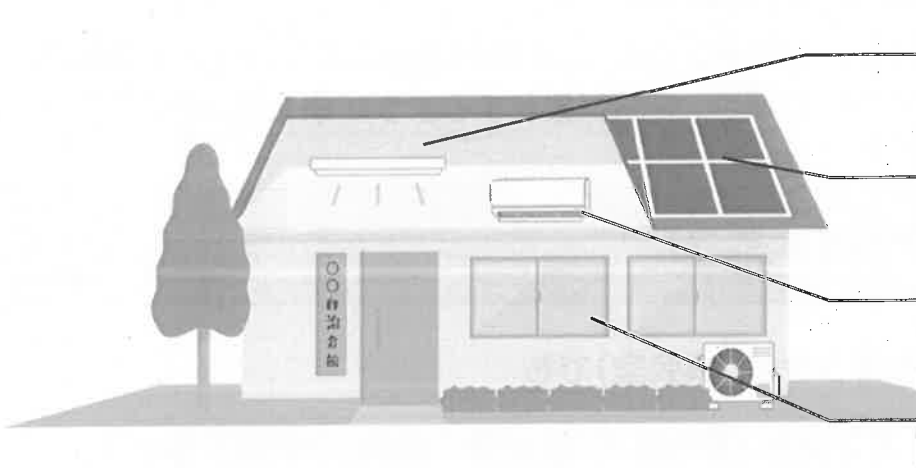
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

[横浜市 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金]

お気軽にご相談ください

導入費用の 2/3 を補助します



LED 照明器具

太陽光発電設備・蓄電池

エアコン

断熱窓など

建築士が、会館を訪問し、
ご相談を伺います

費用:無料 (横浜市委託事業)

会館への訪問は、土・日・祝日も可能

[事前連絡先]

(委託先)横浜市建築士事務所協会

045-662-2711

[受付時間:平日 9:00~12:00/13:00~16:30]

【相談できる内容】

設備導入の際の工事内容、
付帯工事の有無、注意点
など

補助金の申請手続きなど 問合せ先

(委託先) 横浜市住宅供給公社

045-451-7740 [受付時間:平日 9:00~17:00]

補助対象について
聞きたい！
申請方法がわからない…
は、こちらへ

担当 横浜市市民局地域活動推進課

マンションの自治会でも、ご利用できます



例えば、
マンション管理組合が管理する集会室でも、
自治会が、自治会館として利用しており、その自治会とマンション管理組合
の合同の申請をいただいた場合、補助対象とするよう対象を拡大しました。

補助対象となる会館の要件(今回拡大部分)

集合住宅、団地などの集会施設(例:マンション集会室)でも

自治会が
活動の拠点(会館)
として利用

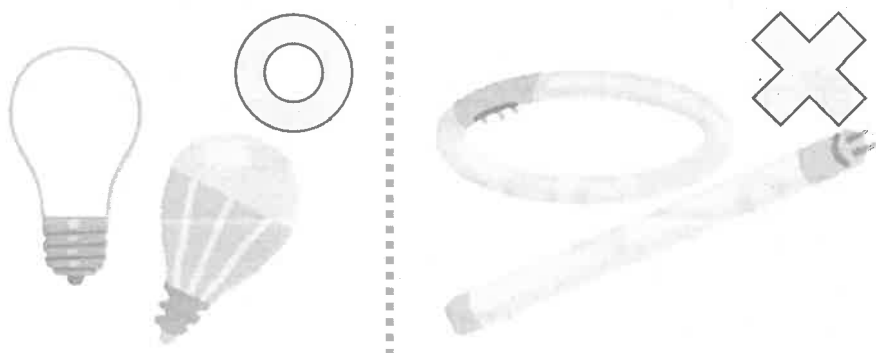
+

マンション等の住民(自治会の会員)で構成する
管理団体(マンション管理組合など)と
合同で補助申請する場合

※申請の際、自治会町内会と施設管理団体(マンション管理組合など)の設備導入に関する意思決定や、
会館としての利用状況などを確認します。

●詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

電球形 LED ランプのみの交換も、対象です



直管型や環形のランプのみ
の交換は補助対象外

※器具ごと交換する場合は
補助対象となります

ぜひ、本補助金のご活用をご検討ください

詳しくは、

横浜市 会館脱炭素

検索



募集案内はこちら

令和 6 年度全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験の実施について

1 全国一斉情報伝達試験の実施について

例年、地震・津波などの災害時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート※）を用いて、情報の受信及びスピーカー等の起動を確認する目的で、情報伝達試験を実施しております。

令和 6 年度は、下記の日時での実施が予定されております。試験実施の際は、区内に設置されたスピーカーから、チャイムや試験放送メッセージが流れますので、ご承知おきください。

※Jアラートとは、緊急地震速報、津波情報、武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

2 実施日時

- (1) 令和 6 年 5 月 22 日（水）11 時 00 分
- (2) 令和 6 年 8 月 28 日（水）11 時 00 分
- (3) 令和 6 年 11 月 20 日（水）11 時 00 分
- (4) 令和 7 年 2 月 12 日（水）11 時 00 分※災害等により試験放送を中止する場合には、横浜市防災スピーカーのホームページ等でお知らせします。

3 区内放送場所

港南区役所、桜岡小学校、下永谷小学校、芹が谷消防出張所、永谷小学校、日野小学校、永野小学校、日下小学校、下野庭小学校、上永谷中学校、港南台第一中学校、港南台第二小学校

※港南区外でも、全国で一斉に試験が実施されます。

問合せ先

港南区総務課危機管理・地域防災担当

電話：847-8315

Eメール：kn-bousai@city.yokohama.jp

令和6年4月19日

【番号】【自治会町内会名】 会長 様

日本赤十字社港南区地区委員会
委員長 栗原 敏也

令和6年度 赤十字会費(募金)募集への協力について(ご依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より赤十字活動につきましては格別のご理解ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度もその活動財源となります標記会費へのご協力につきまして、次のとおり募集させていただきます。何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会費募集に際しましては、各地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただき、ご支援くださいますようお願いいたします。

1. 募集期間 令和6年5月～8月
2. 募集用資材 別紙「赤十字会費募集資材一覧表」に記載しております。
3. 会費目安額 〇〇〇, 〇〇〇円

※根拠世帯数: 〇〇〇世帯 … 保護世帯相当として予め 3%除いています。ここに一世帯 200 円を目安として乗じ、上記目安額を算出しています。

※自治会町内会様へを目安額は、令和6年2月現在で港南区役所にお届け頂いている世帯数を基準に算出しております。実際の世帯数と異なる場合もあるかと思われます。募金として各自治会・町内会様にご協力をいただく中で、運営状況や実情に合わせた取りまとめとなりますよう、ご支援をよろしくお願いいたします。

4. 使途

集められた会費の8割は、アジア・アフリカ等における国際援助活動や国内の地震・風水害等の災害による救援事業、ボランティアの育成、看護師養成、社会福祉事業の援助等に広く使われます。また2割は、港南区内で実施する各種救急法講習会、地域支援事業等に使われる予定です。

5. その他

- ・会費の詳細は別添「港南区赤十字会費(募金)募集実施要領」をご覧ください。
- ・お送りしている払込取扱票をご利用いただきますと、手数料 110 円が無料になります。

<事務局>

社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会
港南区港南 4-2-8 3階
電話: 841-0256
担当: 菅井、川島

【番号】【自治会町内会名】 会長 様

赤 十 字 会 費 募 集 資 材 一 覧 表

赤十字会費募集に関する資材を以下のとおり送付させていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、資材数は、令和6年1月に依頼しました会費募集に関する資材必要数・配送先の確認調査でご回答いただきました内容で送付しています。

資 材 名	数 量	備 考
① 依頼文	1通	
② 令和6年度港南区赤十字 会費(募金)募集実施要領	1冊	
③ 協賛委員委嘱状	1枚	会 長 用
④ 赤十字ポスター	枚	掲示板等用
⑤ パンフレット(小冊子)	冊	班回覧用
⑥ 各世帯広報用ちらし	枚	全戸配布用
⑦ 受領証(一冊10枚組)	冊	
⑧ 協力会員門標	枚	
⑨ 郵便局振込用紙(赤)	1枚	

※資材は不足が生じた場合、事務局までご連絡いただければ早急にお送りいたします。

また、資材に大量の余剰が生じた場合もご連絡いただきたく、よろしくお願いいたします。

＜日本赤十字社港南区地区委員会 事務局＞
社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会
港南区港南 4-2-8 3 階
電 話／841-0256 担 当／菅井、川島

令和6年度

港南区赤十字会費(募金)募集
実施要領



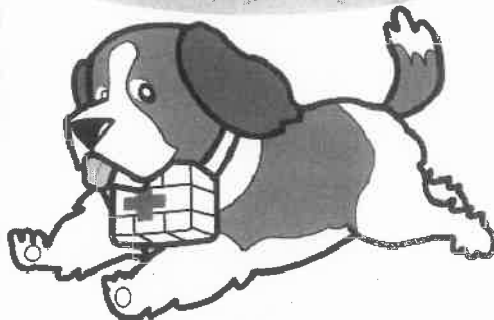
神奈川県支部
横浜市地区本部
港南区地区

日本赤十字会費募集

日本赤十字社は、人道博愛の精神のもと、世界各地での活動はもとより国内での災害救援、血液事業、医療活動、社会福祉事業等の活動を展開しています。

このような赤十字の活動は、地域の皆さまの善意によって支えられています。

皆さまのご理解と
ご協力をお願いします。



日本赤十字社は、日本赤十字法に
基づいて各種事業を行っています。

◎実施期間

通年実施しています。特に5月1日から5月 31 日までの1ヶ月間を赤十字会員増強運動期間として位置づけています。

組織と事業の充実、発展を図るために、一人でも多くの方に会員になっていただくよう、全国一斉に運動を展開しています。

◎会費・会員とは？

日本赤十字社は、毎年会費を納入していただく、会員によって組織されています。すべての事業は、その会員組織によって進められています。2,000 円以上納入いただいた方の中で、希望の方は、「会員」として登録させていただきます。2,000 円未満の方、2,000 円以上の納入で登録を希望されない方、および自治会・町内会一括で納入いただいたときは、「協力会員」となります。港南区では、港南区連合町内会長連絡協議会を通じて、各自治会・町内会の皆さまに一世帯当たり 200 円を目安額として赤十字会費をお願いしています。

◎会費の使途

毎年皆さまから寄せられた会費は全額日本赤十字社神奈川県支部に送金いたします。この会費をもとに日本赤十字社は幅広く活動をしています。

港南区内で火災や風水害等に遭われた方々への災害見舞金、救急法の講習会開催など、地域の皆さまの安心・安全のために役立っています。

◎会費募集協力事務費

会費実績額の5%を、会費募集協力事務費として自治会・町内会のご指定の口座に振り込みます。(令和7年3月予定)

令和6年度 日本赤十字会費(募金)募集実施要領

1. 趣 旨

日本赤十字社は、『博愛と人道』の精神に基づき、明るく平和な社会をつくることを目的として活動しています。

昨今、災害による救援活動や社会福祉活動への支援・要望等が日本赤十字社に寄せられており、赤十字社の役割が重要性を増しています。こうした諸要望に応じていくため、日本赤十字社としても事業全般について一層の拡充・強化を図ることが求められています。

全国的に毎年5月を「赤十字会員増強運動月間」と定めており、この期間に合わせて関係諸団体のご協力を得て会費募集を実施いたしておりますので、この趣旨をご理解の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

2. 目安額及び実施期間

会費募集目安額 13,479,200 円

@200×67,396 世帯（※令和6年2月現在世帯数－生活保護世帯として3%）

*生活保護世帯の扱いとして一般世帯数より差し引いた世帯数を基に目標額を設定しています。（令和6年度は3%）

(1) 募集期間 5月～8月

(2) 納入期限 大変恐縮ですが、事務の都合上、8月 30 日(金)までに納入をお願いいたします。

3. 会費募集の推進方法

会費の募集については、募金での依頼となりますので、強制的なものではありません。自治会・町内会を通じて各世帯へ依頼される際にもご留意いただければ幸いです。

* 会費の集め方については、各自治会・町内会様の実情に合わせて対応をいただいております。

* 募集活動を担われている方の証として『協賛委員委嘱状』カードを同封しておりますので、ご活用いただければ幸いです。

① 「会費」「会員」について

協力会員

2,000 円未満、2,000 円以上納入いただいた方で登録を希望されない方、自治会・町内会一括で納入いただいたときは協力会員となります。

港南区では、港南区連合町内会長連絡協議会を通じて、各自治会・町内会の皆さまに一世帯当たり 200 円を目安額として赤十字会費をお願いしています。

ご協力いただいた方で希望される場合は、「協力会員門標」を港南区地区委員会よりお送りいたしますので、必要枚数を払込票にご記入ください。

会員

2,000 円以上納入いただいた方で、希望される方は、会員として登録させていただきます。会員登録されると、神奈川県支部より直接「会員門標」と広報紙が送付されます。ご希望の方は、港南区地区委員会までご連絡ください。

② 高額会員の増強について

一時に2万円以上納入いただいた方は、送付資材の中に同封してありますパンフレット「わたしたちの神奈川だから」の基準により会員功労表彰対象に関係します。その際は事務局までお名前、ご住所をお知らせください。

③ 自治会・町内会費から会費を納入する場合について

地域の実情から自治会・町内会費を集める際に、赤十字会費(募金)も一緒に取り組まれているところがあります。このような自治会・町内会におかれましては、赤十字会費(募金)の趣旨をご説明いただき、十分な理解を得ていただきますよう、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

④ 税制上の優遇処置について

パンフレット「わたしたちの神奈川だから」に詳細が記載されておりますので、ご参照いただければ幸いです。

4. 受領証について

地区の控えとしてお使いください。事務局への返送は不要です。ただし、2,000 円以上納入いただいた方で、希望される方は、会員として登録させていただきます。会員登録されると、神奈川県支部より直接「会員門標」と広報紙が送付されます。ご希望の方は、港南区地区委員会までご連絡ください。

5. 会費の納入方法

次のいずれかの方法で、納入願います。

① 直接持参の方法

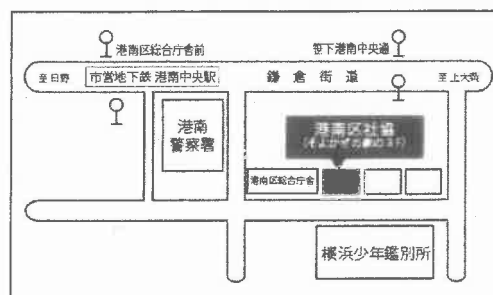
事務局で受付をさせていただきます。

事務局／港南区社会福祉協議会

電話 841-0256

〒233-0003

港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点内



② 郵便振込……同封の振込用紙をご使用ください。依頼人欄には窓口にお持ちになる方の名前・住所等をご記入ください。

(手数料負担なし)郵便局の振込用紙兼領収書をもって、赤十字会費の領収証とさせていただきます。また、協力会員の方への門標について、必要な場合は、個数を払込票通信欄にご記入ください。後日事務局より送付させていただきます。

なお、お送りしている払込取扱票をご利用いただきますと、手数料 110 円が無料になります。

③ 銀行振込……振込手数料は自治会・町内会で負担願います。

横浜信用金庫 上大岡支店 普通 0440184

にほんせきじゅうじやかながわけん し ぶ よこはまし ち く ほんぶこうなんく ち く いんかい
日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部港南区地区委員会

6. その他

会費募集協力事務費として会費実績額の5%が自治会・町内会へ交付されます。
(令和7年3月を予定)

令和6年4月19日

《各町内会》会長 様

港南区社会を明るくする運動実施委員会
委員長 古屋 文雄

令和6年度港南区社会を明るくする運動実施委員会会費（募金）の協力について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より更生保護事業につきましては、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、かねてから港南区では、青少年の健全育成や犯罪予防等、安心して暮らせるまちづくりに努めているところですが、昨今の社会情勢をみますと、罪を犯した人達の立ち直りを助けるとともに青少年の非行を防止し、健全な育成をうながして犯罪のない明るく住みよい社会環境をつくることがより必要とされています。

本委員会は青少年健全育成や更生保護関係団体（保護司会・更生保護女性会・BBS会）等と連携し社会を明るくする運動を推進することを目的としておりますので、この趣旨にご賛同いただき、特段のご協力ご援助を賜りたくお願い申し上げます。

尚、下記会費（募金）額は、各協力者の方が募金をされる際の目安としてお考えください。

1 会費（募金） ¥《目安金額》

（一世帯あたり10円×《依頼世帯数_（加入世帯数－3％）》世帯＜令和6年2月時点の加入世帯数×97％〔生活保護世帯数相当として3％を差し引きます。〕＞）

2 納入期限 令和6年8月30日（金）

3 納入方法 次のいずれかの方法で納入をお願いいたします。

（1）郵便局にて払込 同封の払込用紙（赤）をお使いください。

※郵便局の払込票兼受領証をもって、港南区社会を明るくする運動実施委員会会費の領収証とさせていただきますが、別途領収書が必要な場合は事務局までお申し出ください。

（2）直接持参 下記事務局へお持ちください。

4 会費（募金）の使途内容

社会を明るくする運動を推進する事業や青少年健全育成にかかわる事業経費

- ・広報活動（ポスター掲示、街頭キャンペーン、ミニ集会等）にかかわる資材経費
- ・各種団体（保護司会、BBS会、更生保護女性会）への助成

“社会を明るくする運動”…法務省が主唱し、すべての国民が、犯罪や非行防止と、犯罪をした人や非行のある少年の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

＜事務局＞ 港南区社会福祉協議会

〒233-0003 港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点内

電話 841-0256 FAX 846-4117

令和6年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和6年5月1日（水）～5月31日（金）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいいり
ヘルメット かぶるだけでも 救える命



横浜市交通安全キャラクター
まもるくん

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底

◆◆令和5年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)
横浜市内	7,703	40	8,909	1,760	3	1,661
前 年	7,492	38	8,483	1,734	4	1,653
前 年 比	211	2	426	26	-1	8
構 成 率				22.8%	7.5%	18.6%
神奈川県内	21,870	115	25,644	5,443	12	5,192
前 年	21,098	113	24,382	5,405	11	5,195
前 年 比	772	2	1,262	38	1	-3
構 成 率				24.9%	10.4%	20.2%

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています 道路交通法第63条の11

○自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の約6割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

このたび、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）のクリエイターである蜷川実花さんがデザインしました、新しいキービジュアルを用いた広報チラシ（A4サイズ）が完成しました。

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆様と共に機運を高めるため、新しい広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いします。

なお、当該キービジュアルを用いたポスターは、区役所、市民利用施設をはじめ、市内各所で順次掲示する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示についてご協力をお願いします。

※以前に掲示を依頼しました旧チラシが掲示板に残っている場合は、処分していただきますようお願いいたします。

3 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後、2か月程度（6月末まで）の掲示をお願いします。

※掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。

※屋外掲示板によるチラシの劣化が想定されます。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の6月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。

GREEN



EXPO

2027



**EXPO
2027**
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

開催期間：2027年3月19日(金) — 9月26日(日)

開催地：神奈川県横浜市
主催：公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会

